

政務活動費集計表(会派支出) R7年度

会派名 新 友 会 5月分

(単位:円)

研 究 研 修 費	調 査 旅 費	資 料 作 成 費	資 料 購 入 費
130,350	0	15,035	0
広 報 ・ 広 聴 費	人 件 費	事 務 所 費	そ の 他 の 経 費
13,876	281,875	25,190	96,250
合 計			562,576

政務活動費支出命令書(会派支出)
新友会

会派名

支払日	✓ 令和 7年 5月 2日			
支払先	NTT東日本			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	4月分 FAX使用料	4,460円
	研究研修費		(026)229-6386	
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計				4,460円
(領収書添付欄)				
電話料金等領収証 (Receipt) ご請求番号または お客さま電話番号等 [REDACTED] お客さま氏名 長野市役所 議会事 務局 (新友会) 様 金 額 2025年 4 月分 4,460 うち、消費税 405円 東日本電信電話株式会社 埼玉事業部 お客さまからの 料金お問い合わせ先(無料) 0120-002-992 収入印紙貼付欄 7 出納済 7. 5. 2 長野市役所 六二銀 領収日付印 (お客さま)				



東日本電信電話株式会社
埼玉事業部



TEL 0120-002-992
(無料)

還付先: 千983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台東郵便局

私書箱2号 5

社用 101001321001 00588 00513 00*

コード NTT東日本料金請求書
(NTTEAST-Bill)

380-0813

長野市大字鶴賀緑町1613

長野市役所 議会事務局 (新友会) 様



2025年 4月26日発行

日ごろ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料) 携帯電話・PHSからは
0120-116-000(無料)
電話の故障は局番なしの「113」へ(無料) 携帯電話・PHSからは
0120-444-113(無料)
ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料) 携帯電話・PHSからも利用可能

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

お客さま電話番号等 (026)229-6386

ご請求番号

ご請求年月

2025年 4月分

ご請求額 (Charge)

4,460 円

お支払期限 (Due Date)

2025年 5月12日

ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ
NTT東日本ご利用分 (合計)	4,460 4,460	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。

●お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞
利息をお支払いいただく場合があります。

料金お問い合わせ電話受付

営業時間

午前9時～午後5時

※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせて
いただきます。

※下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

金 内 訳 名	金 額 (円)	税区分	ご 利 用 期 間 等 の 知
【NTT東日本ご利用分】			
回線使用料（基本料）（日割・事務用）	2,560	合算	3月11日～ 3月31日
回線使用料（基本料）（日割・事務用）	1,348	合算	4月 1日～ 4月10日
INS通話料	144	合算	3月11日～ 4月10日
ユニバーサルサービス料他	3	合算	1番号分のご請求となります。
消費税相当額	405		
（内訳）消費税相当額（合算分）	(405)		合算表示の料金を合計した4,055円に10%を乗じて算出しています。
（合 計）	4,460		

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	√ 令和 7年 5月 2日			
支 払 先	ホテル国際21			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	会 議 費	4/17)経済研究懇話会会場費・設備費	129, 800円
	研 究○研 修 費		振込手数料	550円
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
	合 計			130, 350円

摘要

電信扱

7. 収入印紙
現金・小切手
・200円貼付
・振込金・手数料が
5万円未満非課税
7.5. 払戻請求書
・非課税
7. 長野
1. 本店で本人あての場合
はすべて200円貼
付

登録番号：T3100001002833

株式 八十二銀行

4223②

会 員 の 皆 様

経済研究懇話会の開催について

記

- なお、出欠につきまして、3月25日(火)までに、新友会事務局まで
ご連絡をお願い致します。

令和7年4月17日（木）経済研究懇話会出欠票

- 御氏名

380-8512
長野市大字鶴賀緑町1613

ご請求書
INVOICE

発行日/DATE 2025/04/20
ご請求#/INVOICE# T 012506-002-1

長野市議会経済研究懇話会
(長野市議会 新友会)

御中

(K21PC00000820-BK2100774)

ホテル国際21株
事業者番号 T4100001005109
長野県長野市県町576
TEL. 026-234-1111
FAX. 026-235-8970

下記の通り、ご請求申し上げます。
お振込みは下記の金融機関のいずれかの口座にお願い致します。

お振込金額 TOTAL AMOUNT	¥129,800
-----------------------	----------

ご利用日 DATE	ご利用内容 DESCRIPTION	お振込金額 AMOUNT	備考 REMARKS
2025/04/17	ご利用代として	129,800	
合計金額 TOTAL AMOUNT		129,800	

振込先口座
八十二銀行
八十二銀行
長野信用金庫
長野銀行
長野県信連

ホテル国際21株式会社
ホテル国際21株式会社
ホテル国際21株式会社
ホテル国際21株式会社
ホテル国際21株式会社

ご宴会明細書

長野市議会経済研究懇話会 御中

政府登録（ホ）第44.
ホテル国際21株式会社
380-0838 長野

2025 年 4 月 17 日

ご利用日

Date 2025年4月17日

主会場名 :

項目 Item	単価 Unit Price	数量 Qty	金額 Amount	備考 Remarks
会場費	c 85,000	1	85,000	
演題	c 10,000	1	10,000	
音響照明設備料	c 10,000	1	10,000	
つば花	c 10,000	1	10,000	
録音	c 3,000	1	3,000	
小計			118,000	
消費税			11,800	
ご利用金額合計			129,800	

ご請求金額

Total Amount	129,800 円
--------------	-----------

発行日

Issue 2025/4/18

担当者

Cleark

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 7年 5月 8日			
支 払 先	(株)電 算			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	インターネット接続料ほか 4月分 ✓	3, 146円 ✓
	研 究 研 修 費		振込手数料	330円 ✓
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				3, 476円
(領収書添付欄)				

電信扱

依頼日	07年08月08日	私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。	百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円
お振込先	八十 二 銀行	振込金額	
		銀行	
お受取人	支店 (営業部) (出張所)	振込手数料 (消費税込)	
預金種目	① 普通 ② 当座 ④ 貯蓄 ⑨ その他	領収済	後納
		消費税率10%	
フリガナ	おなまえ (漢字)	振込金額	当行あて
		3万円未満	330円
ご依頼人	おなまえ (漢字)	3万円以上	550円
		(左記以外)	
長野市議会新友会様		○振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。	
		○振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。	
日中のご連絡先(電話・携帯番号) ()-()-()		○やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。	
		○手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。	
登録番号: T3100001002833 株式会社 〇〇銀行		・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。 お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。	



登録番号：T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

御 請 求 書

380-0813
長野市大字鶴賀緑町1613

長野市議会 新友会

様

請求番号 S25005809001 001 頁
2025 年 04 月 30 日 発行

〒380-0904

長野県長野市鶴賀七瀬中町276-6



株式会社 電 算

代表取締役社長 轟 一太

TEL 026 (224) 6666

下記のとおりご請求申しあげます。

件名 50819/ インターネット
令和7年04月分

ご請求金額 ¥3,146-

お支払期限 2025 年 05 月 31 日

登録番号 T1100001002083

お振込み先

◆八十二銀行〈銀行コード〉0143

(株)電算

上記の口座にお振込ください。

[illegible]

avis 総合案内

TEL 0120-551475 (フリーコール)

平日 9:00~18:00(土・日・祝日は除く)

合 計 金 額	2,860
消 費 稅 等	286
請 求 額 合 計	3,146

10%対象

3,146 (消費税)

286)

お知らせ

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 7年 5月 8日			
支 払 先	(株) 蔦 友			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	資 料 作 成 費	賃 借 料	議員用パソコンリース料(4月分)	5,720円
	〃	〃	共用複合機リース料(4月分)	3,300円
	〃	事 務 費	共用複合機使用料(4月分)	6,015円
	事 務 所 費	賃 借 料	事務員用 パソコンリース料(4月分)	11,440円
	〃	〃	会派用複合機リース料(4月分)	13,200円
	〃	〃	振込手数料	550円
	合 計			40,225円

(領収書添付欄)

※年度始めに各種リース契約書copyを添付する。

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日

07 年 05 月 08 日

私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。

お振込先

八十二

銀行

①

銀行

振込金額

百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

000,000,396.75

預金種目

① 普通 ② 当座 ③ 貯蓄 ④ その他

口座番号

お受取人

フリガナ カ・ソ・タ・ト・モ

おなまえ(漢字)

(株) 葛友

様

ご依頼人

フリガナ サカ・フ・ソ・キ・カイ・シン

おなまえ(漢字)

長野市議会新友会

様

日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(226)-(4911)

振込手数料(消費税込)

領収済

後納

消費税率10%

振込金額	当行あて
3万円未満	330円
3万円以上	550円

(左記以外)

000 円

- 振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

- ・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
- ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
- ・お振込はできるだけ午後2時までに依頼ください。



登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

Q

長野市議会 新友会 様

得意先CD

登録番号 T5100001002030

		

今回御請求額	
[A]+[B]	
	17,160

隨時

※：軽減税率対象品目

C

長野市議会 新友会 様

得意先CD 

登録番号 T5100001002030

		

今回御請求額	
[A]+[B]	
	3,300

隨時

※：軽減税率対象品目

○

長野市議会 新友会 様

得意先CD

登録番号 T5100001002030

今回御請求額
[A]+[B]
6,015

繰越額 [A]				今回御買上額 [B]		
前回御請求額	今回御入金額	今回調整額	差引繰越額	今回御買上額	今回消費税	御買上額合計
				5,469	546	6,015

[illegible]

隨時

長野市議会 新友会 様

得意先CD

登録番号 T5100001002030

		

今回御請求額
[A]+[B]
13,200

隨時

※：軽減税率対象品目

賃貸借契約書

長野市議会 新友会（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

富士通パソコン FMV-A5513/NX FMVA0D02VP 3台

（契約期間）

第2条 契約期間は令和6年1月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額15,600円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は長野市議会 新友会とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- (2) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (3) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によって

この契約の目的を達することができないとき。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。

- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
- 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

（機器の返還）

第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

- 2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

（協議等）

第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

（紛争の解決）

第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

和6年1月1日

発注者

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会新友会

会長 小泉 栄正

受注者

長野市大字大田島字中ノ島2923番地

株式会社 葛 友

代表取締役 酒井 秀晴

賃貸借契約書

長野市議会 新友会（以下「発注者」という。）と株式会社 蔦友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して賃借料を支払う。

リコー複合機 IMC2010 1式

（契約期間）

第2条 契約期間は令和6年1月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金月額 12,000 円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に 100 分の 10 を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。
受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に請求し、発注者は受理してから 30 日以内に受注者に支払うものとする。

（所有権）

第4条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

（設置場所）

第5条 本件機器の設置場所は長野市議会 新友会とする。

（権利義務譲渡の禁止）

第6条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

（契約の解除）

第7条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- （1） 契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約にかかる発注者の歳入歳出予算において減額又は削除があった場合には、発注者は本契約を解除することができる。
- （2） この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- （3） 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によって

この契約の目的を達することができないとき。

(4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）

又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（損害賠償）

第8条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。

3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。

4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

（機器の返還）

第9条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、受注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

（協議等）

第10条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

（紛争の解決）

第11条 第10条に定める協議が整わなかった場合その他この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者がそれぞれ負担する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成8年法律第109号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和26年法律第222号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和6年1月1日

発注者

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会新友会

会長 小泉 栄正

受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地

株式会社 新友

代表取締役 酒井 秀晴

賃貸借契約書

長野市議会 新友会（以下「発注者」という。）と株式会社葛友（以下「受注者」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（賃貸借）

第1条 発注者は、受注者から次に掲げる機器等（以下「本件機器」という。）について賃借し受注者に対して使用料を支払う。

リコー カラー複合機 IMC3510 1式

（契約期間）

第2条 契約期間は令和6年1月1日から令和9年9月30日までとする。

（賃貸借料金）

第3条 本件機器の賃貸借料金は月額3,000円とし、契約金額に消費税法及び地方消費税法により定められた、賃貸借料金に100分の10を乗じて得た金額を合計して請求するものとする。

受注者は、月額の賃貸借料金を発注者に毎月末に請求し、発注者は受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

（使用料金・保守）

第4条 カウンター料金は、フルカラーコピーを1カウント12円、モノクロコピーを3円とする。

受注者は毎月20日に会派別に使用枚数を確認し、当該単価より算出したカウンター料金に

消費税法及び地方消費税法により算出した金額を合計して請求するものとする。

発注者は請求書を受理してから30日以内に受注者に支払うものとする。

カウンター料金にはトナー料金並びに本件機器の使用に際して生じる保守点検及び保守作業に係る費用・用紙代を含むものとする。

（保守）

第5条 受注者は、発注者が常時正常な状態で本件機器を使用できるように技術員を設置場所に派遣し、点検調整を行わなければならない。

2 機器が故障した場合には、発注者の請求により受注者は2時間以内に技術員を設置場所に派遣して修理に着手し、本件機器を正常な状態に回復しなければならない。

(所有権)

第6条 本件機器の所有権は受注者に属し、発注者は善良なる管理のもとにこれを使用しなければならない。

(設置場所)

第7条 本件機器の設置場所は、長野市議会事務局内とする。

(権利義務譲渡の禁止)

第8条 発注者及び受注者は、この契約から生じる権利義務を他に譲渡することができない。

(契約の解除)

第9条 発注者は受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の締結または履行についての不正の行為があったとき。
- (2) 前各号のいずれかに該当する場合のほか受注者が契約事項に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないとき。
- (3) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時物品供給の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(損害賠償)

第10条 発注者は、自己の都合によりこの契約を解除するときは、文書をもって受注者に通告するものとする。

- 2 前項の規定による契約の解除に伴い、受注者に損害を与えたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、発注者が、故意又は過失によって本件機器に損害を与えた場合は、発注者に対してその損害を請求することができる。
- 4 本条第2項及び第3項の規定による損害賠償の額は、発注者と受注者とが協議して決めるものとする。

(機器の返還)

第11条 発注者は、第2条によりこの契約が満了したときは、受注者に本件機器を返還しなければならない。

2 本件機器の返還に際し機器内に保存された情報等がある場合には、発注者は責任をもってこの情報等を消去しなければならない。

(協議等)

第12条 発注者及び受注者は信義に則り誠実に契約を履行するものとし、この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成して、発注者及び受注者が各1通を保有する。

令和6年1月1日

発注者

長野市大字鶴賀緑町1613番地

長野市議会新友会

会長 小泉 榮正

受注者

長野市大字大豆島字中ノ島2923番地

株式会社 友 蔭

代表取締役 福井 秀晴

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	√ 令和 7年 5月 21日			
支 払 先	(株)蔦友			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	事 務 費	トナーキット (ブラック、イエロー、マゼンタ、シアン)	67,320円
	研究研修費		振込手数料	550円
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人件費			
	事務所費			
	その他○の経費			
合 計				67,870円
(領収書添付欄)				

預金払戻請求書による振込受付書(兼手数料受取書)
振込金受取書(兼手数料受取書)

電信扱

ご依頼日 07 年 06 月 27 日

私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。

お振込先 八十二銀行 ① 銀行

支店(営業部) 出張所

預金種目 ① 普通 ② 当座 ④ 貯蓄 ⑨ その他

お受取人 フリガナ カ・ツタトモ

え(漢字) (株) 葛友 様

フリガナ ナカハツツキカイ

おなまえ(漢字) 長野市議会新友会 様

日中のご連絡先(電話・携帯番号) (026)-(226)-(4911)

振込金額 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円

0 0 0 0 0 0 6 7 3 2 0

振込手数料(消費税込)

領収済 後納

振込金額 当行あて

3万円未満 330円

3万円以上 550円

消費税率10% (左記以外)

0 0 0 0 円

- 振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。
- 振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。
- やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。

- ・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。
 - ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。
- お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。



登録番号: T3100001002833
株式会社 八十二銀行

4223②

Q

長野市議会 新友会 様

得意先CD

登録番号 T5100001002030



登録番号 T5100001002030

隨時

※：軽減税率対象品目

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	√ 令和 7年 5月 21日			
支 払 先	(株)蔦友			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	事 務 費	トナーキット(ブラック)	28, 050円
	研 究 研 修 費		振込手数料	330円
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	そ の 他 の 経 費			
合 計				28, 380円
(領収書添付欄)				

電信扱

ご依頼日	07 年 06 月 17 日	私は振込規定を承諾のうえ、以下のとおり振込を依頼します。	振込金額						
お振込先	八十二 銀 行 ① 銀行	百億 十億 億 千万 百万 十万 万 千 百 十 円 0 0 0 0 0 0 2 8 0 5 0							
お振込先	支店 (営業部) (出張所)	振込手数料 (消費税込) 領収済 後納 消費税率10% <table border="1" style="border-collapse: collapse; width: 100%;"> <tr> <td style="padding: 2px;">振込金額</td> <td style="padding: 2px;">当行あて</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3万円未満</td> <td style="padding: 2px;">30円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3万円以上</td> <td style="padding: 2px;">550円</td> </tr> </table> (左記以外) 円	振込金額	当行あて	3万円未満	30円	3万円以上	550円	
振込金額	当行あて								
3万円未満	30円								
3万円以上	550円								
お受取人	① ② ④ ⑨ 普通 当座 貯蓄 その他 口座番号 カ ツ タ ト モ	◎振込先銀行への通知は、受取人名等をカナ文字により送信します。 ◎振込依頼書に記載相違等の不備があった場合には、照会等のために振込が遅延することがあります。 ◎やむを得ない事由による通信機器、回線の障害等によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。 ◎手数料が後納の場合は、後日送付する手数料領収書をインボイスとします。							
ご依頼人	え (漢字) (株) 葛 友 様 ナ カ フ シ キ カ イ シ	・お振込は便利でお得なATM振込をご利用ください。 ・午後2時以降は窓口が大変混雑いたします。 ・お振込はできるだけ午後2時までにご依頼ください。							
ご依頼人	おなまえ (漢字) 長野市議会新友会 様	登録番号: T3100001002833							

登錄番号：T3100001002833

株式 八十二銀行

4223②

0

長野市議会 新友会 様

得意先CD

取引銀行

登録番号 T5100001002030

		

今回御請求額	
[A]+[B]	
	28,050

隨時

※：軽減税率対象品目

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 7年 5月 30日			
支 払 先	NTT東日本			
活 動 に 要 し た 経 費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通信運搬費	5月分 NTT Bフレッツ利用料	5,940円
	研 究 研 修 費			
	調 査 旅 費			
	資 料 作 成 費			
	資 料 購 入 費			
	広 報 ・ 広 聴 費			
	人 件 費			
	事 務 所 費			
	その他の経費			
合 計				5,940円

(領収書添付欄)

電話料金等領収証
(Receipt)

ご請求番号または
お客さま電話番号等
[REDACTED]

お客さま氏名
長野市役所 議会事
務局 (新友会) 様

金 額
2025年 5月分
¥5,940
うち、消費税等当額 540円

東日本電信電話株式会社
埼玉事業部

お客さまからの
料金お問い合わせ先(無料)
0120-002-992

収入印紙貼付欄

1
出納済
7. 5. 30
長野市役所
十二銀行

領収日付印
(お客さま)



東日本電信電話株式会社
埼玉事業部



380-0813

長野市大字鶴賀緑町1613

長野市役所 議会事務局 (新友会) 様



TEL (無料) 0120-002-992

還付先: 〒983-0841

仙台市宮城野区 原町

6丁目 日本郵便株式会社仙台東郵便局

私書箱2号 5

社用 101001221001 00182 00180 00*

コード NTT東日本料金請求書

(NTTEAST-Bill)

2025年 5月18日発行

※お問い合わせの際は、番号をよくお確かめのうえおかけください。

ご注文・お問い合わせは局番なしの「116」へ(無料)	携帯電話・PHSからは 0120-116-000(無料)
電話の故障は局番なしの「113」へ(無料)	携帯電話・PHSからは 0120-444-113(無料)
ひかり電話の故障は0120-000-113へ(無料)	携帯電話・PHSからも利用可能

日ごろ、NTT東日本をご利用いただきましてありがとうございます。
ご利用料金内訳書の内容を十分ご確認のうえ、お支払い願います。

料金お問い合わせ先 0120-002-992 (無料)

お客さま電話番号等	ご請求年月 2025年 5月分	ご請求額 (Charge) 5,940 円	お支払期限 (Due Date) 2025年 6月 2日
ご請求の内訳	金額 (円)	お知らせ	
NTT東日本ご利用分 (合計)	5,940 5,940	詳細については、「ご利用料金内訳書」をご覧ください。	
●お支払期限後に支払われた場合は、契約約款等に定める延滞 利息をお支払いいただく場合があります。			
営業時間		料金お問い合わせ電話受付 午前9時～午後5時 ※土曜・日曜・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)は休業とさせていただきます。	

※下の部分を切り取り、裏面の各お支払い場所にてお支払い願います。

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支払日	✓ 令和 7年 5月 30日			
支払先	[REDACTED] ・ [REDACTED]			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	賃 金	[REDACTED] 5月分賃金 1,050円×123時間	129, 150円
	研究研修費		[REDACTED] 5月分賃金 1,050円×124.5時間	130, 725円
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人(件) 費			
	事務所費			
	その他の経費			
			合 計	259, 875円
(領収書添付欄)				

政務活動費支出命令書(会派支出)

新友会

会派名

支 払 日	✓ 令和 7年 5月 30日			
支 払 先	[REDACTED] ・ [REDACTED]			
活動に要 した経費	使 途 区 分	経費の内訳、算出根拠等		金 額
	(該当項目に○)	通 勤 費	[REDACTED] 5月分通勤費 800円×18日	14,400円
	研究研修費		[REDACTED] 5月分通勤費 400円×19日	7,600円
	調査旅費			
	資料作成費			
	資料購入費			
	広報・広聴費			
	人 ① 費			
	事務所費			
	その他の経費			
合 計				22,000円
(領収書添付欄)				

出勤簿

令和 7年 5月分	氏 名	
-----------	-----	--

日	曜日	出 勤	退 勤	勤務時間	実勤務時間	時間外	休日出勤	年 次 有給休暇	備 考
1	木							6:00	
2	金	9:00	15:30	6:30	5:30				
3	土								
4	日								
5	月								
6	火								
7	水	9:00	16:00	7:00	6:00				
8	木	9:00	16:00	7:00	6:00				
9	金	8:30	16:30	8:00	7:00				委員会
10	土								
11	日								
12	月	8:30	16:30	8:00	7:00				監査会、役員会、 政策説明会、審査会
13	火	9:00	15:30	6:30	5:30				
14	水	9:00	16:00	7:00	6:00				
15	木	9:00	15:30	6:30	5:30				
16	金	9:00	13:00	4:00	3:00			3:00	
17	土								
18	日								
19	月	9:00	16:00	7:00	6:00				
20	火	9:00	16:30	7:30	6:30				
21	水	9:00	16:00	7:00	6:00				
22	木	9:00	15:30	6:30	5:30				
23	金							6:00	
24	土								
25	日								
26	月	9:00	16:00	7:00	6:00				委員会
27	火	9:00	16:00	7:00	6:00				
28	水	8:30	17:00	8:30	7:30				政策説明会、審査会
29	木	9:00	17:00	8:00	7:00				
30	金	9:00	16:00	7:00	6:00				
31	土								
計				126:00	108:00			15:00	123:00

上記のとおり勤務したことを証明します。

氏 名 寺沢さゆり



金 143,550 円
(うち通勤費 14,400 円)

左記金額領収致しました。
令和 7 年 5 月 30 日
氏 名



出 勤 簿

令和 7年 5月分		氏 名	
-----------	--	-----	--

日	曜日	出 勤	退 勤	勤務時間	実勤務時間	時間外	休日出勤	年 次 有給休暇	備 考
1	木	9:00	16:00	7:00	6:00				
2	金	9:00	15:30	6:30	5:30				
3	土								
4	日								
5	月								
6	火								
7	水	9:00	17:30	8:30	7:30				
8	木	9:00	16:00	7:00	6:00				
9	金	8:30	17:00	8:30	7:30				委員会
10	土								
11	日								
12	月	8:30	16:30	8:00	7:00				監査会、役員会 政策説明会、審査会
13	火	9:30	16:30	7:00	6:00				
14	水	9:00	16:00	7:00	6:00				
15	木	9:00	15:30	6:30	5:30				
16	金	9:30	16:00	6:30	5:30				
17	土								
18	日								
19	月	13:00	16:00	3:00	3:00			3:00	
20	火	9:00	16:30	7:30	6:30				
21	水	9:00	16:00	7:00	6:00				
22	木	9:30	16:00	6:30	5:30				
23	金	9:00	16:00	7:00	6:00				
24	土								
25	日								
26	月	9:00	16:00	7:00	6:00				委員会
27	火	9:00	16:00	7:00	6:00				
28	水	8:30	16:30	8:00	7:00				政策説明会、審査会
29	木							6:00	
30	金	9:00	17:00	8:00	7:00				
31	土								
計				133:30	115:30			9:00	124:30

上記のとおり勤務したことを証明します。

氏 名 寺 沢 さ ゆ り



金 138,325 円
(うち通勤費 7,600 円)

左記金額領収致しました。

令和7年 5月30日
氏 名

